導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、市内の事業所の9割以上が中小企業で占められており、平成26年における民営の事業所は、3,674事業所、従業者数は、40,167人(経済センサス基礎調査)で平成21年と比べ減少している。

その内、医療・福祉分野では従業者数の増加が見られるものの、建設業、製造業は 事業所数、従業者数ともに減少しており、特に印刷業及び関連産業の従業者数は50 0人弱(経済センサス基礎調査)と大幅に減少している。

加えて、経営者の高齢化や人材の採用難も加わり、「従業員の確保・育成」や「事業 承継」が経営の重点課題として認識されている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第1項の規定 に基づく導入促進基本計画を策定し、 中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市が更に経済発展していくことを目 指す。

これを実現するため、本市の導入促進計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入支援を行うことで、生産人口の減少に伴い直面する更なる人材の採用 難においても、事業者が事業を継続することができる環境整備支援及び先端設備等導 入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に 定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内のあらゆる中小企業の底上げが必要なため、設備を特定又は指定せず、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内のあらゆる中小企業の底上げが必要なため、地域を特定又は指定せず、対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種·事業

市内のあらゆる中小企業の底上げが必要なため、対象業種・事業を特定又は指定せず、対象業種・事業は全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、または5年間とする。

- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
- ・先端設備等導入計画は、雇用の確保、労働時間の縮減等の従業員の労働環境の改善 その他の地域経済の活性化、事業者の経営課題の解決等に資すものであること。
- ・人員削減を目的とした先端設備等導入計画は、認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組、暴力団その他反社会的勢力と関係があると認められるものが作成した先端設備等導入計画は、認定の対象としない。
- ・違法又は不正な手段を用いて調達した資金により先端設備等を導入しようとする先端設備等導入計画は、認定の対象としない。